

疾病任意
継続被保険者の
皆さまへ

令和5年4月分からの 保険料率のお知らせ



船員保険イメージキャラクター
かもめっせ

介護保険第2号被保険者に該当しない方 【一般保険料率】

令和5年3月分まで

10.03%

疾病保険料率 9.70%

災害保健福祉保険料率 0.33%

令和5年4月分から

10.13%

疾病保険料率 9.80%

災害保健福祉保険料率 0.33%

船員保険の保険料率は、経過的に被保険者の保険料負担を軽減する措置をおこなっておりますが、令和4年度より、その措置が段階的に縮小されています。

令和5年度の保険料負担軽減率は、これまでの0.4%から0.3%に縮小されることから、ご負担が0.1%増加します。

介護保険第2号被保険者に該当する方 (40歳以上65歳未満の方) 【介護保険料率】

令和5年3月分まで

1.54%

介護保険第2号被保険者に該当する方(40歳以上65歳未満の方)の保険料は、一般保険料率と介護保険料率を合計した **11.82%**(一般10.13%+介護1.69%)となります。

令和5年4月分から

1.69%

お勤めの船員保険被保険者については、疾病保険料率と介護保険料率の2分の1および災害保健福祉保険料率のすべてが船舶所有者の負担になりますが、疾病任意継続被保険者については、船舶所有者の負担がないことから、そのすべてを負担することとされています。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。

令和5年4月からの疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、引き続き44万円です

退職時の標準報酬月額が44万円以上の方は、令和5年4月分保険料(令和5年4月10日(月)納付期限)以降も引き続き標準報酬月額44万円として保険料が算定されます。



全国健康保険協会
船員保険

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo>

船員保険疾病任意継続被保険者の方の保険料額

【令和5年4月分(4月納付分)～】

(単位:円)

標準報酬		報酬月額	船員保険料	
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合
等級	月額		10.13%	11.82%
1	58,000	円以上 ～ 円未満 ～ 63,000	5,875	6,855
2	68,000	63,000 ～ 73,000	6,888	8,037
3	78,000	73,000 ～ 83,000	7,901	9,219
4	88,000	83,000 ～ 93,000	8,914	10,401
5	98,000	93,000 ～ 101,000	9,927	11,583
6	104,000	101,000 ～ 107,000	10,535	12,292
7	110,000	107,000 ～ 114,000	11,143	13,002
8	118,000	114,000 ～ 122,000	11,953	13,947
9	126,000	122,000 ～ 130,000	12,763	14,893
10	134,000	130,000 ～ 138,000	13,574	15,838
11	142,000	138,000 ～ 146,000	14,384	16,784
12	150,000	146,000 ～ 155,000	15,195	17,730
13	160,000	155,000 ～ 165,000	16,208	18,912
14	170,000	165,000 ～ 175,000	17,221	20,094
15	180,000	175,000 ～ 185,000	18,234	21,276
16	190,000	185,000 ～ 195,000	19,247	22,458
17	200,000	195,000 ～ 210,000	20,260	23,640
18	220,000	210,000 ～ 230,000	22,286	26,004
19	240,000	230,000 ～ 250,000	24,312	28,368
20	260,000	250,000 ～ 270,000	26,338	30,732
21	280,000	270,000 ～ 290,000	28,364	33,096
22	300,000	290,000 ～ 310,000	30,390	35,460
23	320,000	310,000 ～ 330,000	32,416	37,824
24	340,000	330,000 ～ 350,000	34,442	40,188
25	360,000	350,000 ～ 370,000	36,468	42,552
26	380,000	370,000 ～ 395,000	38,494	44,916
27	410,000	395,000 ～ 425,000	41,533	48,462
28	440,000	425,000 ～	44,572	52,008

- 令和5年度における疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、440,000円です。
- 介護保険第2号被保険者に該当する方は、40歳以上65歳未満の方であり、一般保険料率(10.13%)に介護保険料率(1.69%)が加わります。
- 疾病任意継続被保険者の方の一般保険料率(10.13%)は、疾病保険料率(9.80%)と災害保健福祉保険料率(0.33%)を合計した率です。
 - ・疾病保険料率のうち、7.00%は保険給付等に充てるための基本保険料率となり、2.80%は後期高齢者支援金等に充てられる特定保険料率となります。
 - ・災害保健福祉保険料率は、健診等に充てられるものです。

保険料の納付方法

疾病任意継続被保険者の方の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。
納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、全国健康保険協会船員保険部までお問い合わせください。

- 前納による納付

3月と9月に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引になります。納付期限は前納開始月の前月末となります。
- 【一定期間分】

6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分